（IC18）土木学会JSCE2025運営企画会議規則

（2026年11月13日　　制定）

（目的）

第１条　土木学会JSCE2025運営企画会議（以下「会議」という。）は、JSCE2025に示された問題意識を踏まえ、土木学会が持続的に発展できるよう、学会運営のあり方を見直し、新土木学会に進化させることを目的とする。

（活動）

第２条　会議は、次の活動を行う。

(1) JSCE2025に基づき、土木学会の運営のあり方を見直すための計画・戦略の立案

(2) 計画実施のマネジメントおよびJSCE2030への引継ぎ

（構成）

第３条　会議の構成員は、 委員長１名、副委員長１名、委員（各部門の主査理事及び専務理事）とする。

２　会議の下にWGを置くことができる。

３　役職者の業務は次のとおりとする。

(1) 委員長は会議を代表し、活動を総括する。

(2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。

(3) WGには主査を置くことができる。WG委員の人数は必要最小限とする。

（委員長・委員等の選出方法と任期）

第４条　委員長･委員等の選出方法は次のとおりとする。

(1) 委員長は、会長とする。

(2) 副委員長は、次期会長とする。

(3) 委員は、各部門の主査理事及び専務理事とし会長が指名する。

２　委員の任期は、当該理事の期間とする。

（委員会の運営）

第５条　会議は、委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、会議の開催に代えることができる。

（情報公開）

第６条　会議の議事概要を作成し、会議終了後速やかにホームページで公開する。

（事務局）

第７条　土木学会における担当部署は、会員・企画課とする。

（規則の変更）

第８条　この規則の変更は、理事会において行う。

附則（2026年11月13日　理事会議決）

１　この規則は、2026年11月13日から施行する。

２　この規則は、2030年3月31日限りその効力を失う。